

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿
(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会			
開会日時	2024年1月29日 9時00分 開会			
	2024年1月29日 14時22分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数6名中、出席者5名			
出席委員	新田 和明	田邊 介三	—	
	南澤 克彦	山本 数博	—	
	宍戸 邦夫	—	—	
議 長	—	—	—	
欠席委員	武岡 隆文	—	—	
出席した事務局職員	主事	實村 峻	—	—
付議事件	(1)議会だより第80号の編纂について (2)市長からの指示事項について			

1. 経過

【開会 9:00】

○開会挨拶

○新田委員長 開会する。

(1) 議会だより第80号の編纂について

議会だより第80号の編纂について、1月18日開催の議会広報特別委員会において確認した修正事項の確認を行う。

【休憩 9:52～10:00】

【休憩 10:08～10:12】

【休憩 10:44～10:46】

【休憩 11:00～11:05】

(決定事項は以下のとおり)

・YouTubeのQRコードを掲載について→前号まではキャプションに(YouTube動画)と掲載していたが、掲載しなくても読み手に伝わるため、本号から掲載しないこととする。



12月22日
定例会最終日
—(YouTube動画)— ←掲載しないこととする

(検討事項は以下のとおり)

・議会のごきの中で、議長と市長の書面の内容を掲載しているが、あくまで要旨である。ホームページへ書面のやり取りを公開し、議会だよりへはQRコードの掲載で広く情報公開ができないか。との意見があり、協議の結果、議長へ相談することとした。

(2) 市長からの指示事項について

1月22日に議長と市長の面談があった。

令和6年度の議会だよりの発行予算の件について、議会だより第75号の先川議員の一般質問について間違いを指摘され、議長から議会広報特別委員会で議事録と原稿の確認を行うよう指示があり確認を実施。

【75号発行時の体制】

・一般質問の記事は、質問者本人が作成。委員会では文言のチェック(誤字脱字など軽微なチェックのみ)を行っていた。

・記事の内容そのものは委員会では議論の対象外となっていた。(原稿作成者の文責によるものとした。)

・執行部からの確認作業で、内容の修正依頼があった場合、本人の意向で修正の是非を判断していた。

【当時の対応】

・執行部への原稿確認依頼を実施。総務部確認分の中で「それなりにやっているが、」という部分の修正依頼あり。先川議員に確認し、修正しない旨確認し発行。

【76号以降の体制】

- ・引用した部分をマーキングした議事録を提出し、委員会で議事録と原稿のチェックを実施。(第76号より)
- ・一般質問の原稿の内容が明らかに異なる場合は、委員会で判断し、掲載が不相当と認められる場合は掲載を認めないこととした。(第77号より)
- ・令和4年第3回定例会予讃決算常任委員会でのやり取りを受け、市長が議会だよりの記事の了承をするまでは、発行をしないよう指示があり、協議の結果、執行部への確認作業は行わず、委員のみで編集を行う旨決定(第78号より)

【意見】

(それなりにやっているが…の部分)

- ・議事録には「それなりにやっている」という言葉はないことを確認。

(要約の是非)

- ・議事録にある「平成30年度は全部で16件、令和元年度は～(中略) こういう数字になっていました」までの部分を先川議員は要約して「それなりに」と掲載している。議事録すべてを掲載するわけにはいかないので、要約されて「それなりに」と要約するのは理解できる。
- ・「それなりに」という言葉は、これまでどおりぐらいの意味であると思う。市長はこれまで以上に行っているわけであり、要約して「それなりに」とまとめるのは事実が曲がって表現されている。

【委員会での結論】

- ・議事録には「それなりにやっている」という言葉はないことを確認。
- ・要約の是非については意見が分かれ、委員会の結論はでなかった。
- ・76号以降チェック体制を見直していることを伝える必要がある。

上記の結果を議長へ伝達することとした。

○新田委員長 以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 14:22】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長